

福知山市職員の懲戒処分の公表基準

任命権者が職員に対し懲戒処分を行った場合は、この基準により公表することとする。

1 目的

職員の非違行為に対して地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき行った懲戒処分を公表することにより、市政の透明性を高めるとともに、服務規律、公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図ることを目的とする。

2 公表対象の職員

常勤特別職（市長を除く。）及び一般職の職員とする。ただし、臨時的任用職員について社会的影響が大きいと任命権者が判断する事案である場合にあっては公表することができるものとし、非常勤嘱託職員について同様の事案である場合にあっては懲戒処分に準じた処分について公表することができるものとする。

3 公表の対象とする処分

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）及び同法第28条第2項第2号の規定による刑事事件に関し起訴された場合の分限処分（休職）とする。

なお、当該処分が職務に関する非違行為で刑事事件となっている場合等、社会的影響が大きいと任命権者が判断する事案である場合にあっては、当該処分に伴い管理監督者に対して行った懲戒処分以外の措置（訓告、嚴重注意等）も公表する。

4 公表内容

公表内容は、個人が識別されない内容のものとするを基本に被処分者の情報（所属、職階、年齢及び性別）の全部又はその内容の一部並びに処分の年月日、内容及び理由とする。

なお、次の場合は、併せて氏名を公表する。

- (1) 懲戒免職の場合
- (2) 警察等で氏名が公にされている場合
- (3) その他社会的影響が極めて大きいと任命権者が判断する場合

5 公表の例外

2及び3にかかわらず、公表することにより被処分者以外の者の権利及び利益を侵害するおそれが高い等の理由により公表が適当でないと任命権者が判断する場合は、全部又はその内容の一部を公表しない。

6 公表時期及び方法

懲戒処分を行った後、速やかに報道機関に資料を提供するとともに、公表内容の全部又はその内容の一部を福知山市ホームページに掲載する。

7 施行時期

この基準は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に行う懲戒処分から適用する。

制定 平成18年10月1日
改正 平成23年 4月1日
改正 平成30年 4月1日

別記

福知山市職員の懲戒処分の公表基準に定めるもののほか、下記のとおり規定する。

- 1 公表基準において、氏名を公表する場合であっても、福知山市ホームページでは、氏名は公表しない。この場合に公表する所属名は、部、室及び課(かい)とする。
- 2 公表の対象とする処分に相当する事案が発生し、その処分を行うまでの間で、社会的影響が大きく、公表する必要があると認められる場合は、福知山市職員の懲戒処分の公表基準の4に準じて事案の概要等を公表する。ただし、この場合においても警察等で氏名が公にされている場合を除き、所属名及び氏名は公表しない。